

花とみどりの三重づくり推進会議準備会のご意見に対する対応について

第1回準備会（令和5年7月13日開催）

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|-------------------------|-----------------|---|---|-------------------------------------|-------------|
| 1 | 第2章 花とみどりを取り 巻く現状 | 松尾 (奈) 委員 | p8の「(3) 良好な景観の…」に関して、三重県特有の景観を形成する植物を活用する旨の記載があり、こうした取り組みは重要だと思いが、このトピックが10の基本的施策のどれにあたるのかが不明確である。 | 第2章「2 県内の花みどりの状況」の「良好な景観形成に資する植物」というタイトルを「景観の特性」に修正し、基本的施策6の「花とみどりの名所づくり」につながる項目として明確にしました。 | 第2章 p9 反映 | 県土整備 部 |
| 2 | 第2章 花とみどりを取り 巻く現状 | 市村委員 | 三重県、和歌山県で見られるクマノザクラのような貴重性があり、観光にも有効でありそうな植物について記載をいれてほしい。 | 第2章「2 県内の花みどりの状況」の「良好な景観形成に資する植物」というタイトルを「景観の特性」に修正し、クマノザクラの記述を追記します。 | 第2章 p9 反映 | 県土整備 部 |
| 3 | 第3章 計画の基本的な方針 | 鶴田委員 | 花木の整備は継続的にメンテナンスをすることが大切かつ難しいとされている中で、「取組にあたっての3つの視点」では「継続」に関して触れられていなかったが、それについてどのように考えているか。 | 第5章「計画の実現に向けて」において、計画を推進し、継続するために、推進体制や各主体の役割、進捗管理について整理し、第4章「基本的施策の展開」の取組ごとに継続できる仕組みを検討します。例えば、現在取り組んでいる「花と絆のプロジェクト」による花植え活動は、県と商工会議所や自治会が連携し、毎年の活動を継続しています。 | 第4章 P17～57 第5章 62～66 反映 | 県土整備 部 |
| | 第4章 基本的施策の展開 | | | | | |
| | 第5章 計画の実現に向け て | | | | | |
| 4 | 第4章 基本的施策の展開 | 前川委員 | 景観が維持されていくためには、より多くの県民が花とみどりに関心を持ち、ボランティアや地域づくりへ携わるよう意識づくりを進めていくべきである。この計画は県がやることで、一般の方は関係ないというのではなく、それぞれが身近なところから取り組んでいけるようにすることが重要。 | 県民の皆さんの意識づくりは、条例第4条の基本理念に「意識の高揚を図る」とあり、重要な考え方であるため、「基本的施策9：県民及び事業者の理解増進等」の新規取組として、気運醸成に向けた条例の周知を追加しました。その他の取組についても「意識づくり」にどうつなげるかを踏まえ、検討しています。 | 第5章 P53 反映 | 県土整備 部 |
| | 第5章 計画の実現に向け て | | | | | |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|--------------------------|------|---|---|---------------------|--------------------|
| 5 | 第4章 基本的施策の展開 | 望月委員 | 計画を4ヶ年で進めていく中で、年毎の定量的な目標やアクションプランを定め、誰がいつまでに何を するかを明確にするべきである。 | 第5章「計画の実現に向けて」において、計画を推進し、継続するために、推進体制や各主体の役割、進捗管理について整理しました。 | 第5章 P58-66 反映 | 県土整備部 |
| | 第5章 計画の実現に向けて | | | 基本的施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を検討し、取組内容が横断する内容もあることから、3つの基本的理念に沿って設定することとしました。 | | |
| 6 | 第4章 基本的施策の展開 | 鶴田委員 | 条例の内容を見ると「施策を講ずる」、「支援を行う」という文が多く見られる。公共空間は、必要な施策を記載することで対策できると考えているが、民地や市民については、団体や場面に応じて支援の内容が変わるため、何が求められているのかを整理することで需要と合致すると考えている。そのために県民の意見を聞く機会を設けるべきである。 | 日頃の活動を通じて、ボランティア団体等の要望も確認しつつ取り組みを進めており、花き花木生産者の意見も反映した取組となっています。今後も引き続き、現場の取組を通じて県民の意見を聴きながら進めます。 | — | 県土整備部 農林水産部 |
| | 第5章 計画の実現に向けて | | | | | |
| 7 | 第4章 基本的施策1 （県有施設等） | 後藤委員 | 本計画においての道路は県管理道路が対象であり、市町への施策や連携までは踏み込まないという認識でよいか。 | 市町管理道路も本計画の対象となるため、「基本的施策1：県有施設等における花とみどりの活用」の「市町への緑化指導」の取組内容へ「まちなかウォークラブル推進事業」を追記し、市町への情報提供の内容を具体的に記載しました。 | 第4章 P23 反映 | 県土整備部 |
| | 第4章 基本的施策2 （街路樹等） | | | 市町管理道路についても、街路樹等の維持管理に向けた取組が進むよう、「三重県街路樹マネジメント方針」をふまえ、必要な助言や情報提供を行います。 | | |
| 8 | 第4章 基本的施策2 （街路樹等） | 前川委員 | 街路樹の根元の花壇に関して、福岡県では企業からの協賛金で、ボランティアの方に管理費と材料を提供するシステムを作っていた。とても良いアイデアだと感じたので参考にするのはどうか。 | 本県でも街路の緑化に関して企業と連携した取組について検討しています。 | — | 県土整備部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|---------------------------|------|---|--|------------------|-------------|
| 9 | 第4章 基本的施策3 （社会福祉施設） | 田中委員 | 具体的な取組内容に関して、「実施します」や「働きかけます」等の言葉が使用されているが、具体的にどのようにアプローチしていくのか。公的、民的関わらず施設の分類に応じて、具体的な働きかけを検討してはどうか。 | 県有施設等では、花壇の設置や樹木の植栽等による緑化を推進し、民間施設等へは、県ホームページで花とみどりの活用事例等の情報提供を行います。 | 第4章 P30 反映 | 農林水産部 |
| 10 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） | 杉田委員 | 現在、農林水産省の中で社会人に対して花育の普及啓発に取り組んでいこうという流れがある。花木はメンタルヘルスに関わる予防も期待されているため、職場での花の利用促進を計画に盛り込むのはどうか。 | 花を飾る習慣を定着させるため、県ホームページで花とみどりの活用事例やその効用等の情報提供を行います。 | 第4章 P48 反映 | 農林水産部 |
| 11 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） | 奥田委員 | 切り花も本計画の対象になっているが、具体的にどのようなことを考えているか。 | 切り花を含む花の活用が促進されるよう、県のホームページで取り組み事例やイベント等の情報提供を行います。 | 第4章 P48 反映 | 農林水産部 |
| | | 樋口委員 | 切り花を花屋で購入しなくても、自宅へ配達される「花の定期便」など新しい取組もあるので、気軽に花を楽しむことにつながるのではないか。 | | | |
| 12 | 第4章 基本的施策6 （名所づくり） | 樋口委員 | 近年、SNSに写真をアップロードする為に花を楽しんだり、花+α（ベンチやドア等）の風景を楽しむ方が増加している。 | 花とみどりの名所として多くの方に認知いただくため、インスタ映えという視点もふまえて、花とみどりの名所の情報発信を行います。 | 第4章 P42 反映 | 県土整備部 |
| 13 | 第4章 基本的施策7 （人材育成等） | 中村委員 | 基本的施策7に「園芸に関する国家取得」とあるが、造園の面でも国家資格の取得に関する記述を入れてほしい。 | 造園に関する国家資格である「造園技能士」について、「基本的施策7：人材育成等」の3（1）取組2に追記しました。 | 第4章 P45 反映 | 農林水産部 |
| 14 | 第4章 基本的施策7 （人材育成等） | 中村委員 | 街路樹等の適切な維持管理を進めていくうえで、三重県庁に造園職を配置してほしい。 | 街路樹の適切な維持管理を進めるため、街路樹剪定士等の専門的な資格を持つ方の活用について検討を進めていきます。 | — | 県土整備部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|------------------------------------|--------------|---|--|------------------|----------------|
| 15 | 第4章 基本的施策7・8 (人材育成・情報 収集) | 市村委員 | 基本的施策7や8で、実証実験や調査研究に関して記載があるが、三重県では花の研究職員が少なく全国的に見ても脆弱な印象である。そうした体制整備について計画に盛り込むことは難しいと思うが、意識はしておくべき。 | 実証実験や調査研究の実施にあたっては、必要な情報の収集を行うことで、三重県花き花木生産振興に繋がる課題の解決に取り組みます。 | — | 農林水産部 |
| 16 | 第4章 基本的施策9 (理解増進) | 中村委員 | 街路樹や公園樹木の管理には費用が発生しているという認識を持っていない一般の方も多くいるため、そうしたことを明示することで、一般の方の意識付けにもつながるのではないかと。 | 街路樹の管理費用について、第2章「2 県内の花みどりの状況」へ追記します。 花とみどりの日、街路樹の日等で正しい知識の習得につながるようなイベント内容を検討します。 | 第2章 P11 反映 | 農林水産部 県土整備部 |
| 17 | 第4章 基本的施策9 (理解増進) | 松尾(奈) 委員 | 環境影響評価委員会等では、在来種を使うことを推進しているが、例えば、取組3（三重県景観計画）の届出に絡めて、在来種の使用を促進するような記載を追加することはできないか。 | 花とみどりの三重づくり条例では、在来種に限定せず、活用していくことを求めています。環境や生態系への配慮は大切な内容であるため、第5章「2 各主体の役割 (1)県の役割」において、その旨記載します。 | 第5章 P62 反映 | 県土整備部 |
| 18 | 第4章 基本的施策9 (理解増進) | 山村委員 三宅会長 | 基本計画ができることによって、今後三重県緑化推進協会と協力していくことが増えるのではないかと。 11月に市町意見照会もあり、三重県緑化推進協会との話し合いを通して、市と一緒にできそうなことをいくつか計画に取り入れてはどうか。 | 多様な主体との連携や市町との協働は、花とみどりの活用を検討するうえで、大切な考え方です。今後も引き続き、三重県緑化推進協会と情報共有を図ります。 | — | 農林水産部 |
| 19 | 全般 (計画策定プロセス) | 奥田委員 | パブリックコメントを行う際に、県民が議論の焦点等を理解できるよう配慮するべきである。 | 県民の皆さんに伝わりやすい計画となるよう、イラストや写真を用いるなど、掲載方法を工夫します。また、パブリックコメント実施の際は、ご意見をいただきたいポイントが伝わるよう、概要版等で整理します。 | — | 県土整備部 |

第2回準備会(令和5年8月24日開催)

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|----------------------------------|------|---|--|--|--------------|
| 1 | 第1章 計画策定の趣旨 | 林委員 | <p>計画をたてる側は、計画を何のためにたてたのか、計画の目的が達成されたかを考えることが大切である。</p> <p>この計画では、「みどりや花が生かされて心豊かなまちづくりが行われていると感じている市民の割合」などの指標をとれば、目的どおり推進されているか実感できると思う。</p> <p>また、第1章には県民のためにこの計画がつくられていることが記載できていないと思う。例えば「県民の皆様が心豊かになる・癒やされると感じるまちづくりを行いたい」といったような文言があれば伝わりやすいと思う。</p> | <p>R6～R9の4年間で何をめざし、目標とするのかという部分が不明確で、計画全体の構成を分かりやすく表現できていませんでしたので、第1章の冒頭文章に、県民のために計画を進めることの記述を追加するとともに、第3章で基本方針を整理しました。</p> <p>目標は、基本方針に基づき、県が実施する取組の進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的な項目を設定しました。</p> <p>なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等を把握に努めます。</p> | <p>第1章 P1 第3章 P15～16 第5章 P58～61 P65 反映</p> | <p>県土整備部</p> |
| | 第3章 計画のめざす姿 実現に向けた指標 設定 | | | | | |
| 2 | 第1章 計画全般 | 市村委員 | <p>国の花き振興法で「花き」は観賞用の植物であると定義されているが、計画の中で「花き」の言葉の定義が曖昧であり、「花木」も「花き」に入るので、明確にするべきである。</p> | <p>「花きの振興に関する法律」の「花き」で定義で統一しました。なお、花きのうち花木類のみを示す場合は、「花木類」としてしています。</p> | <p>反映</p> | <p>農林水産部</p> |
| 3 | 第2章 花とみどりの状況 | 後藤委員 | <p>p9の「県営都市公園等一覧」の図中に、県管理ではない国営公園が記載されているが、計画では、国営公園は出てこないのので、削除してはどうか。</p> | <p>計画に記載のある公園等を記載する内容で統一しました。</p> | <p>第2章 P10 反映</p> | <p>県土整備部</p> |
| | | 中村委員 | <p>計画で自然公園に関する記載があるので、p9の図中に自然公園も追記してはどうか。</p> | | | <p>農林水産部</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|----------------------------|--------------|---|--|--|----------------|
| 4 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 鶴田委員 | 計画の構成であるが、支援に関する内容が整理されておらず分りにくいため、例えばp15の表を、財政的・人的支援で分類するなど工夫したほうが良いのではないかと。指標については、新たに条例を施行したことで展開する施策の効果を見ることが重要なのではないかと。そういった視点での指標は、現在の案に含まれているのか。 | 支援の内容を整理し、第4章の基本的施策の具体的な取組へ一覧表として追加しました。 今回の計画は、条例を契機に、今まで各部局がそれぞれに行ってきた取組を体系的に推進することが大切と考えています。 目標は、基本方針に基づき、県が実施する取組の進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的な項目を設定しました。 なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等を把握に努めます。 | 第4章 P17～57 第5章 P58～61 P65 反映 | 県土整備部 |
| 5 | 第3章 取組の視点と基本的 施策との関係 | 加藤委員 | 基本的施策「3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進」について、KPIは視点2に紐付くと説明があったが、p15の表では視点1に○がついているのはなぜか。 | | | 県土整備部 |
| 6 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 松尾委員 | KPIを、基本的施策ごとではなく、視点ごととした理由はなにか。 | R6～R9の4年間で何をめざし、目標とするのかという部分が不明確で、計画全体の構成を分かりやすく表現できていませんでしたので、不整合な部分も含め、第3章で基本方針を整理しました。 | | 県土整備部 |
| 7 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 山田委員 田中委員 | p16、17で現状値と目標値が同じである指標は、既に目標値を達成しているように受け取れるため、読み手の混乱を避けるためにも、今の状況を維持する重要性について記載をするなど、表現方法を工夫するべきである。また、毎年同じ数値ではなく、累計で表現することも考えられる。 | 今回の計画は、めざす姿につなげるための土台形成期間として位置づけ、目標は、県が実施する取組の進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的な項目を設定しました なお、第2回準備会で示したKPIは、目標として設定できるように再検討を行い、第5章にまとめました。 視点と基本的施策の関係については、第3章の見直しに合わせ、計画の全体構成を再検討し、第4章冒頭の表に修正しました。 | 第3章 P15～16 第4章 P17～57 第5章 P58～61 P65 反映 | 農林水産部 県土整備部 |
| 8 | 第3章 実現に向けた指標 設定 | 杉田委員 | p16の視点2で「花とみどりを活用した取組事例を…」の目標値が「情報発信」となっている。数値化は難しいが、認知度調査など、目標設定の表現を工夫するべきではないか。 | | | 農林水産部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|----------------------------|------|---|--|---------------------|-------------|
| 9 | 第4章 基本的施策の展開 （各施策共通） | 鶴田委員 | 公共空間の緑化に対する施策は具体的だが、民間の土地等に対しては具体性が欠けているように感じる。具体的な記載は難しいとの認識で良いか。また、景観法では、重要樹木の指定ができ、自治体によっては支援制度がある。この条例ができ、樹木を指定し保存が可能になるかと思ったが、そこまでの取組はしないということではよかったか。 | 条例は、規制によりコントロールを目的とした内容ではないため、計画では、民地および民間施設へは花とみどりの活用することを働きかけていきます。市町とも連携する必要がありますので、市町、事業者等が花とみどりの活用に取り組んでいただけるよう条例の内容を周知することを追記しました。 | 第4章 P53 反映 | 県土整備部 |
| 10 | 第4章 基本的施策1 （県有施設等） | 市村委員 | 基本的施策「1 県有施設等における花とみどりの活用」に関して、県有施設だけではなく市町の庁舎へも働きかけができないだろうか。 | | | 県土整備部 |
| 11 | 第4章 基本的施策1 （県有施設等） | 後藤委員 | p22 取組4で具体的な事業名の記載があり、緑化のための事業のように書かれているが、緑化はあくまで要素の1つであるため、書き方を工夫して欲しい。民間の方へのアプローチに関する一つの手段として、緑化についても定めることができる地区計画の事例を情報提供するのはいかがでしょうか。 | 緑化に活用できる制度について記載し、具体的な事業名は削除しました。都市計画法で規定する地区計画制度を活用して、良好なまちづくりを行うことについて、制度の内容をコラムとして記載しました。 | 第4章 P24 反映 | 県土整備部 |
| 12 | 第4章 基本的施策2 （街路樹等） | 中村委員 | p23 基本的施策「2 街路樹等の機能の発揮」に関して、景観重要路線の保存樹木や、共同溝を掘って街路樹がなくなった場合の対応や、観光地におけるみどりの効果も大切であるため、記述してはどうか。また、グリーンインフラについての記載が少ないため、追記してほしい。 | 街路樹がなくなった場合を想定し、維持管理について剪定だけでなく、設置も追記しました。グリーンインフラについては、街路樹の適切な維持管理によりCO2削減につながることを追記しました。 | 第4章 P26～27 反映 | 県土整備部 |
| 13 | 第4章 基本的施策3 （社会福祉施設） | 前川委員 | p27の園芸福祉活動に関して、学校での活動以外の事例を追記するのはどうか。名張市では園芸福祉ボランティアの市民活動もあり、良い例になると思う。 | 名張市の園芸福祉ボランティアの事例について、コラムとして掲載できるよう調整中です。 | 第4章 反映予定 | 農林水産部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ部局 |
|----|--|------|--|--|------------------|---------|
| 14 | 第4章 基本的施策3 （社会福祉施設） | 田中委員 | p26, p27基本的施策「3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進」について、施設で花を活用するのは非常にいいことだと思う。 取組3で、社会福祉施設等に対して情報提供を行う旨の記載をしている。この計画は民間の医療機関までを対象にしているのか。例えば、病院から学校へ働きかけたとき、学校が協力できるよう情報提供してほしい。 | 民間施設に向けては、「花とみどりの三重づくり条例」の施行や花とみどりの活用事例について情報提供を行います。 また、学校に向けては、市町等教育長が集まる場等において、情報提供を行います。 | — | 農林水産部 |
| 15 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） | 三宅会長 | p30の取組5で樹木医についての記載があるが、公園の樹木や街路樹などに対し、樹木医の派遣について計画に追記してはどうか。 | 樹木医の派遣につきましては、公益社団法人三重県緑化推進協会が日本樹木医会三重支部に委託して実施しております。県としましては、市町や施設管理者から相談がありました際には、窓口や手続き方法等をご案内することで、樹木医の活用の推進に努めてまいります。 | — | 農林水産部 |
| 16 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） | 市村委員 | 三重県では銘木50選のパンフレットを作成していたが、p30の取組5にその内容を書き加えてはどうか。 | 「みえの樹木百選」に関しましては、平成9年に選定されたもので、県ホームページに掲載しています。掲載内容について、平成9年の選定以降更新できておりませんので、引き続き県ホームページで情報提供を行ってまいります。 | — | 農林水産部 |
| 17 | 第4章 基本的施策4 （文化振興） 第4章 基本的施策5 （教育推進） | 林委員 | 県立高等学校の中には、生徒が花の販売を行っており、小中学校の式典で笑顔と共に花を届けてくれ、小中学生にとってもよい影響を与えていると聞いている。基本的施策「4 花とみどりの文化の振興」又は、「5 花とみどりの教育等の推進」にこのような高等学校の事例や写真を追記できないだろうか。 | 農業学科等を設置する高等学校に確認したところ、取組事例を確認することができたため、コラムに記載します。 | 第4章 P39 反映 | 農林水産部 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見者 | ご意見 | ご意見に対する対応（考え方） | 対応 | とりまとめ 部局 |
|----|-------------------------|------|---|--|------------------|-------------|
| 18 | 第4章 基本的施策5 （教育推進） | 市村委員 | p32の花育の取組で、県産花きの消費拡大を謳っているが、県産の花と出会う機会が少ないため難しいと思うがどうか。 | 花育に取り組み、生徒が花きに興味を持つことで、花きを活用する等、県産花きを含む花き全体の消費拡大につながると考えます。県としましては、花育の取組に加えて、花きを購入できる店舗についてホームページで紹介することで、花きの活用を推進してまいります。 | — | 農林水産部 |
| 19 | 第4章 基本的施策9 （理解増進） | 中村委員 | 現在、一部の教育施設では、樹木の伐採が進んでいると聞いているため、樹木を保護する大切さ等を記載するべきである。 | 「基本的施策5」の「2取組の方向性」において、学校内の樹木に関する記述を追記しました。 | 第4章 P35 反映 | 農林水産部 |
| 20 | 第4章 基本的施策9 （理解増進） | 樋口委員 | p47で農業に関する事例写真を載せているが、田園の土手を芝桜できれいに整備されている事例を紹介してはどうか。 | 芝桜等による景観形成の事例写真に更新いたしました。 | 第4章 P54 反映 | 農林水産部 |